

市川市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる文法の体系と豊富な語彙を有し、手や指、身体の動き、表情等により使う者の意思や感情を表現する言語である。音声言語と同じく自分の思いや考えを伝える方法として、ろう者やその支援者によって大切に受け継がれてきた。そして、平成19年に日本国政府が署名した障害者の権利に関する条約及び平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話は言語として明確に位置付けられた。

本市においては、わが国で唯一の国立のろう学校である筑波大学附属聴覚特別支援学校が国府台に設置され、全国からろう児童・生徒が集い、学び、支えあい、社会的自立と自己実現を図ることができる環境が形成されるなど、ろう者のアイデンティティと誇りを醸成する歴史が刻まれてきた。

しかし、地域社会において手話が言語であることへの理解が十分に浸透しているとは言い難く、今もろう者は不安や不便を感じながら生活しているという実態がある。

ろう者が手話を通してアイデンティティと誇りを持って歩んできたこのまちに暮らす私たちは、本市を、ろう者を含めた全ての市民一人一人が輝きながら安心して暮らし続けられる、心の底からふるさとと呼べるまちへと、さらに発展させていく役割を担っている。

私たちは、この役割に深く思いをいたし、手話は言語であることへの理解を促進することにより、本市を手と心で笑顔の花を咲かせ、優しさがあふれるまちとし、もって本市において、誰もが安心して暮らすことができる共生社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進に係る施策の推進について定めることにより、本市において誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進は、ろう者が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること及び手話が独自の言語体系を有する文化的所産であることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者及びその支援者その他関係者と協力して、手話に対する理解の促進に係る施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、施策と市が別に定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、基本理念にのっとり、施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、施策に協力するよう努めるものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第6条 市は、ろう者、手話通訳者及び手話を使用することができる者と協力し、市民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校等における手話に接する機会の提供)

第7条 市は、学校等において、児童、生徒、幼児等に対し手話に接する機会を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。